

2021年11月13日裁判司法研究会議事録

1. 概要

【日時】2021年11月13日午後2時から午後5時30分ごろまで

【会場】Zoomによる遠隔研究会および会議

【出席者】

山村、玉江、小林、南京家、清水、林、巫（7名）

2. 山村さんの提案

7月9日に横浜地裁で実施された山村さんの「令和2年（ワ）第3631号受・工場移設権及び付帯不法事項責任処理請求事件」の口頭弁論で、山村さんが相手側の主張を法廷で明らかにするように求めたにもかかわらず、裁判官は一方的に結審を宣言し、8月27日の判決言い渡しを決めて退廷した。

これは、国民の裁判を受ける権利を侵害する行為であり、そもそもこの請求の淵源には、裁判官があり得ない事実認定を行い、それに基づいて山村さんを悪と決めつける判決を言い渡した平成16年の裁判がある。この判決は数十年にわたり、山村さんの人格を貶めており、この不名誉は裁判において解消してもらえない。裁判は両当事者が法廷において相互に主張することによって、実施されるべきであり、その手続きをないがしろにした裁判官の措置は許せない。裁判官の忌避申立、弾劾裁判の訴追請求のほか、裁判官を職権乱用罪で告訴し、検察などの機関に働きかけている。

私は、自分の事件をきっかけにして裁判の正常化を少しでも実現したいと思っており、だめだ、だめだというだけでは何も進まない。検察や訴追委員会に直接に出向いて関係者に働きかけたいので会として支持して、協力してほしい。

（会員）機関に出かけるときなどは、余裕のある会員は同行するようにする。

3. 玉江峰子さんの事件

（巫）借入金、銀行預金、不動産の得失の推移について、系統的にデータを整理し、何が起こったのかを明らかにしたい。

（小林）サマリアマンションの購入時の近い時期に500万円の借り入れが計上されているが、それはどういう性質のものか。サマリアマンションには抵当権が設定されていたのではないか。登記簿を取り寄せて調査したい。

（小林）判決で認定している2500万円（貸金①）、500万円（貸金②）、700万円（貸金③）の借入金について、玉江さんは知らないと主張しているが、それぞれ途中まで返済されていたり、利子が支払われているので、

その点と矛盾する。主張としては無理があるのではないか。

4. 次回の予定

2021年11月27日(土)14時から17時くらいまで、Zoom会議。Zoomホストは小林さんの予定。

議題は、現在のところ未定。玉江さんの事件の分析、山村さんの提案の検討、その他の裁判正常化のための行動について、何ができるかを考えていきたい。岡口裁判官の弾劾裁判の日程がわかれば、傍聴の検討をしたい。

以上

2021年11月15日

巫召鴻